

帰還困難区域（双葉町）から東京都に避難した申立人の自宅建物及びその敷地の借地権について、身寄りは関東に住む子らのみであること、申立人は帰還を断念し、東京都内への移住を希望していることなどを考慮して、自宅建物につき、原発事故時の残価率を8割とし、借地権の一部（250平方メートル）につき、郡山市の平均地価を参考に損害額が算定されるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が平成23年3月〇日に死亡し、申立人が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人の知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人と被申立人とは、本件に関し、次の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

- (1) 別紙物件目録1記載の土地の借地権に係る損害 273万5073円
- (2) 別紙物件目録2記載の建物に係る財物損害（住居確保損害を含む）
2755万1872円
- (3) 家財 625万0000円
- (4) 本件和解仲介に係る弁護士費用 109万6109円

第3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目についての和解金として金3763万3054円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第2項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第2項(1)乃至(3)記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 確認条項

申立人及び被申立人は、第2項の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、賠償金の支払にかかわらず、所有権は移転しないことを相互に確認する。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人の双方が1通ずつをそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年7月11日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 上妻英一郎）